

野田市告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第3項の規定により、次の地域包括支援センターを設置したので、同条第10項の規定により公表する。

令和7年1月30日

野田市長 鈴木 有

1	事業所の名称	野田市南第2地域包括支援センター
2	事業所の所在地	野田市木野崎1561番地の1
3	届出者	医療社団法人 葛野会
4	営業日及び営業時間	8時30分から17時15分 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)
5	担当する区域	南部地区（一部）、福田地区
6	職員の職種及び員数	センター長 1名、社会福祉士 1名、 主任介護支援専門員1名、保健師等 1名
7	事業の内容	地域支援事業